

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美瑛町長

市町村名 (市町村コード)	美瑛町 (01459)	
地域名 (地域内農業集落名)	(明治大三、明治第1、明治第2、沼崎)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地区は、宇莫別川水域に位置しており、稲作、畑作、野菜、畜産と多様な複合経営が展開されている。
- ・宇莫別川流域は水稲作付が主となるが、畑作等の多くは丘陵地で営まれており、周辺を山林に囲まれているため、耕作条件の良い農地ばかりではない。そのため、中山間地域等直接支払交付金等を活用しながら、土づくり、担い手育成・確保、鳥獣被害対策、農地集積等に取り組み、農業生産活動を継続している。
- ・地域においては農業経営体の減少に伴い、1経営体当たりの経営面積は増加傾向にある。今後も農業従事者の減少は続くことが見込まれ、担い手の確保・育成や生産性の向上が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・本町のブランドである美瑛米の生産を維持するとともに、畑作・野菜等の複合経営のメリットを生かした所得の安定化を図っていく。
- ・高齢化が進み、経営体数も減少していくことから、農地の流動化を適切に進めるとともに、法人化を促進することで、地域農業を守る担い手の確保に結び付けていく。
- ・条件不利地であり生産性の向上が課題となるため、農作業の協業化やスマート農業技術の導入を図り、現在と同等の規模での生産活動を維持する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	394 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	394 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して地域内の認定農業者を中心に農地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 ・農地の分散による労働負担等が課題となっており、農地の利用権の交換等を踏まえた農地の集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
美瑛町農業振興機構を中心とした担い手対策事業と連携し、新規参入や第3者継承による新規就農者の受入体制を構築する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化を図るため、コントラ事業の積極的な活用や農業機械の共同利用を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①エゾシカ、ヒグマ、アライグマ等の被害が拡大しないよう防止策や捕獲用罟等を設置するとともに、目撃情報や被害情報を関係者が相互に共有し、対応できる体制を構築する。併せて、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②土壌診断に基づく施肥設計に積極的に取り組み、肥料価格の高騰に左右されない減肥料による営農を進める。
- ③生産性の向上を目的にしたスマート農業技術の導入を図る。
- ⑨地域内の耕種農家、畜産農家の連携により、敷料・飼料と家畜排せつ物由来堆肥が交換できる仕組みを構築する。